



日本学生支援機構奨学金（給付・貸与） 継続手続きについて

鶴見大学・鶴見大学短期大学部
学生支援課

**対象：日本学生支援機構奨学金（給付奨学金・貸与奨学金）
受給中の学部生・大学院生**

※ 2022年3月満期者、休止中の者、停止中の者（給付奨学生は除く）、
2021年11月以降採用者、緊急応急採用者は対象外





1. 継続手続き 概要

2. スカラPS入力の流れ

3. 手続き上の注意点

4. 適格認定について



1. 継続手続き 概要





毎年1回、奨学金継続の意思を確認するために「**奨学金継続願**」の提出が必要です。

その後、在学する学校が奨学金継続の可否を判断する「**適格認定**」を行います。

学業成績等の状況によっては、奨学生としての資格を失う（＝「廃止」）こともあります。



奨学金継続願 の提出

- ①毎年1回、来年度の奨学金継続希望の有無を機構に提示
- ②1年間の学業成績等を振り返り、奨学生としての責務を再確認
- ③自身の経済状況に照らして奨学金の必要性や適正な貸与月額を再確認

適格認定

- ①学校が、提出された「奨学金継続願」の内容と学業成績等を総合的に審査し、適格基準に基づき奨学金継続の可否等を判断
- ②「奨学金継続願」を提出しても必ず継続して貸与されるとは限らない



- 2022年4月から辞退する場合でも、手続きが必要
- 奨学金継続願は、インターネット（スカラネット・パーソナル）から入力



● ① 給付奨学金

② 貸与奨学金（第一種）

③ 貸与奨学金（第二種）

①～③で複数受給している場合、

それぞれの奨学生番号ごとで

手続きが必要



- スカラネット・パーソナルは、
ご自身で I D ・ パスワードを
設定し、登録

- ※ 大学から I D ・ パスワードは配付しません
- ※ ご自身で設定するため、忘れた場合は
大学で確認できません（再登録が必要）



<奨学金継続願 入力期限>

2022年1月17日 (月)

25時まで

<授業料減免継続申請書 提出期限>

(給付奨学生のみ)

2022年1月17日 (月) まで

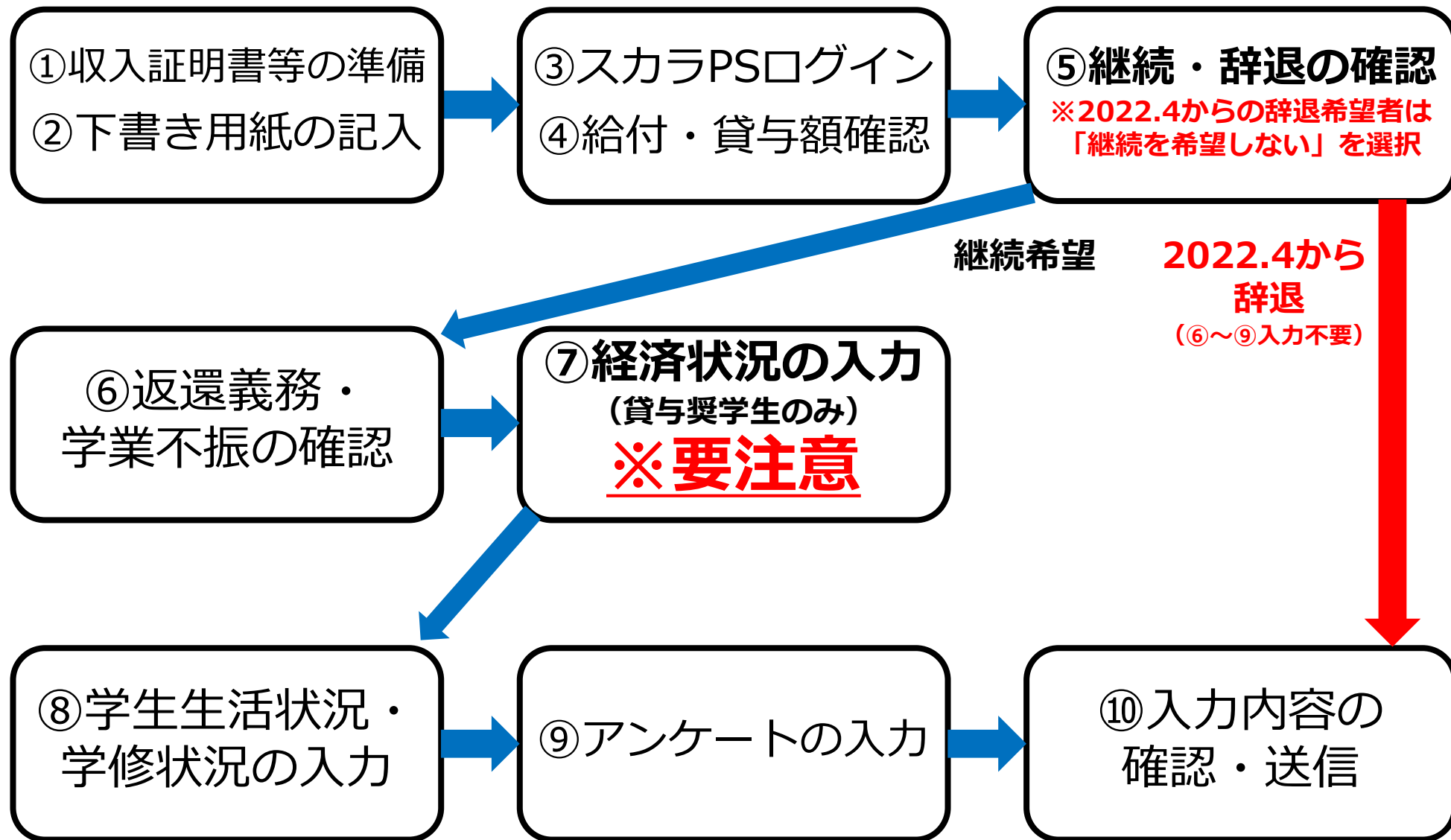
※郵送 又は 学生支援課持参



2. スカラPS入力の流れ



2. スカラPS入力の流れ





3. 手続き上の注意点





1 ▶ 奨学金継続希望者

【経済状況の入力（貸与奨学生のみ）】

- 基本は「収入合計 = 支出合計」
- 記入金額の単位は「万円」
 - ※ 小数点は使えません
 - × 学費988000 → ○ 「99」万円



1 奨学金継続希望者

【経済状況の入力（貸与奨学生のみ）】

- 記入金額は全て「年額」を入力
 - × 家賃「6」万円
 - $6\text{万円} \times 12\text{ヶ月} = 72\text{万円}$

※1年生は4～11月の8か月分で計算



1 奨学金継続希望者

【経済状況の入力（貸与奨学生のみ）】 **※要注意**

- 「収入合計」と「支出合計」の差額において、**収入超過が36万円以上**（大学院は45万円）



内容を個別に確認・減額指導



1 ▶ 奨学金継続希望者

【経済状況の入力（貸与奨学生のみ）】

- 貯蓄等でどうしても36万円
（大学院は45万円）上回る場合は、
「H－8 経済状況の説明」文章内に
「貯金」 という単語を必ず使用



2 辞退希望者

1 2022年4月から辞退希望

設問「D 奨学金振込みの継続の確認」

⇒ 「**奨学金の継続を希望しません**」を選択

2 2022年4月以前の辞退希望

⇒ 継続願の入力手続き不要

⇒ 手続きが必要なため、**学生支援課に連絡**



3 よくある間違い

● 学費は親が払うため、0円と入力

⇒ 支出の「学費」と収入の「家庭からの給付」に入力が必要です。

● 昨年度まで高校生だったので、 高校の学費を入力

⇒ 1年生は4月～11月の8ヶ月分の経済状況を報告するため、高校の学費は計上不要。



4. 適格認定について





適格認定の3つの要素

① 人物

生活全般を通じて態度・行動が貸与奨学生にふさわしく、奨学金の貸与には返還の義務があることを自覚し、かつ、将来良識ある社会人として活躍できる見込みがあること。

② 学業

修業年限で確実に卒業（修了）できる見込みがあること。

③ 経済状況

修学を継続するために引き続き奨学金が必要と認められること。



適格認定の4つの認定区分

① 廃止

奨学生の資格を失わせる。

② 停止 ※貸与のみ

1年以内で在学学校長が定める期間、
奨学金の交付を停止する。

③ 警告

奨学金の交付を継続するが、学業成績が回復しない場合は、
次回の適格認定時以降に奨学金の交付を停止し又は奨学生の資格
を失わせることがあることを警告し指導する。

④ 継続

奨学金の交付を継続する。

1 給付奨学生：廃止

● 次の1～4のいずれかに該当するとき

1. 修業年限で卒業又は修了できないことが確定
2. 修得した単位数の合計数が標準単位数の5割以下
3. 履修科目の授業への出席率が5割以下、
その他の学修意欲が著しく低い状況にある
4. 警告の区分に該当する学業成績に連続して該当



2020年度警告者が、今回警告の場合は廃止

2 給付奨学生：警告

- 次の1～3のいずれかに該当するとき
(「廃止」の区分に該当するものを除く。)

1. 修得した単位数の合計数が標準単位数の6割以下
2. GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属する
3. 履修科目の授業への出席率が8割以下であることその他の学修意欲が低い状況にある

3 給付奨学生：特例措置

- 「廃止」・「警告」に該当する場合であっても、斟酌すべきやむを得ない事情がある場合、該当しない場合があります。



傷病・災害その他やむを得ない事由がある場合

※新型コロナウイルス感染症の影響を含む

⇒ ① 学生支援課へ申出

② 罹災証明・診断書等証明書類の提出

4 ▶ 貸与奨学生：廃止

- 2021年度 年間修得単位数 0 単位
- 卒業延期が確定した者又は卒業延期の可能性が極めて高いこと



学生支援課より個別に連絡

5 貸与奨学生：停止

- 学業成績は廃止該当者と同じであるが、成業の見込みがあること



学生支援課との面談を行います

※歯学部は進級出来ない時点で、停止確定

手続きへのご協力をお願いします！！

